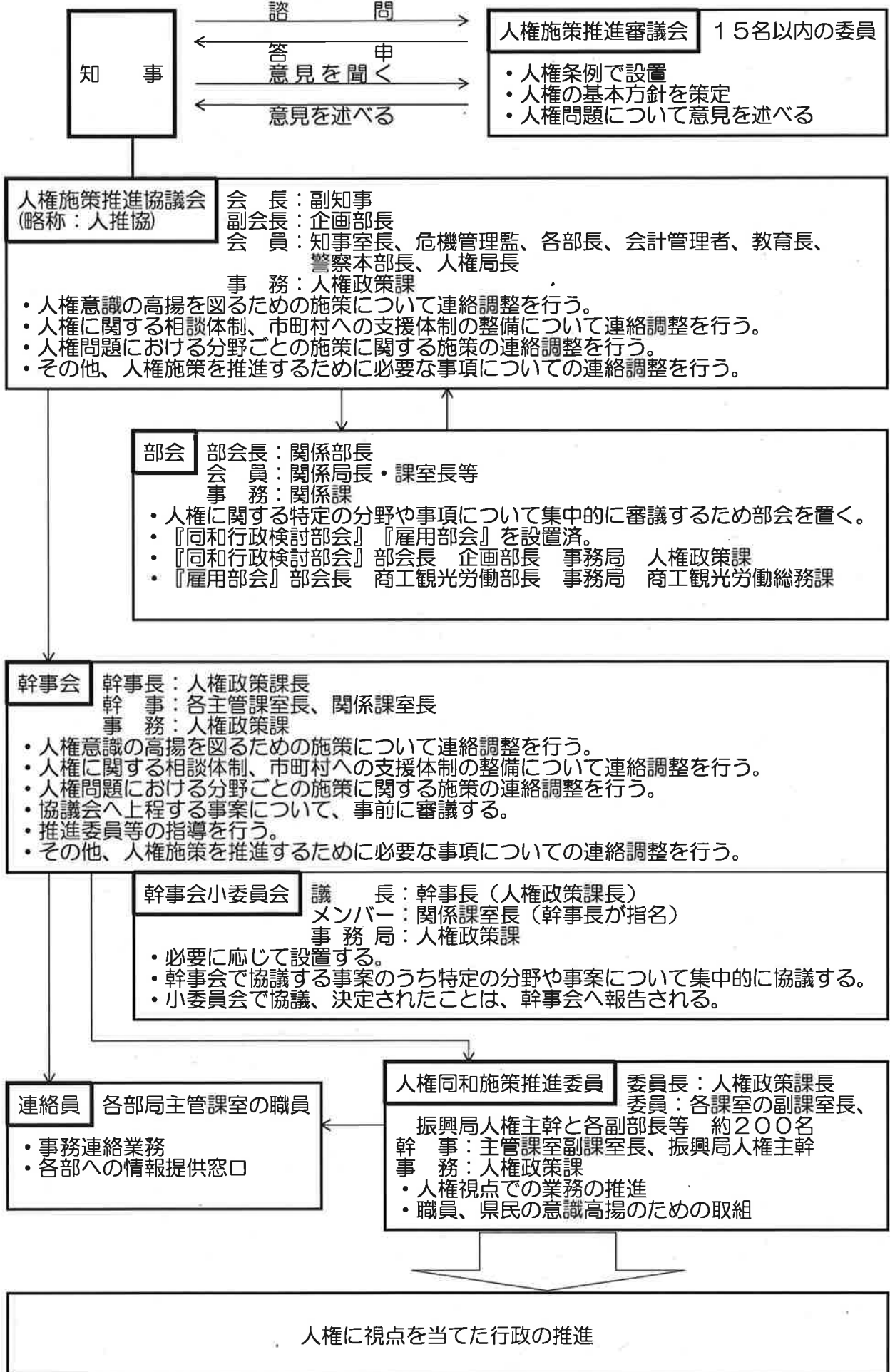


人権施策について

人 権 局

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

和歌山県人権施策推進協議会組織図



2 人権啓発の推進

1 和歌山県人権尊重の社会づくり協定

- 企業、団体等と協定を締結し、協働して人権啓発活動を実施
- 協定締結企業団体数…308団体
- 県からの支援…研修講師の派遣、人権に関する啓発資料・イベント情報の提供など

2 啓発資料「人権チェックリスト」の発行

- 日常生活を人権の視点で見つめ直し、点検と気づきを促すチェックリストを発行
- 毎月発行し、時宜にかなった人権課題に対応

3 新型コロナウイルス感染症における誹謗中傷防止への取組

- コロナ差別防止の知事メッセージを発信
- ポスター掲示

4 (公財)和歌山県人権啓発センターへの委託事業

- ふれあい人権フェスタ
- 人権感覚を育てよう
- インターネットと人権
- パラスポーツ体験

5 市町村が実施する啓発活動事業への支援

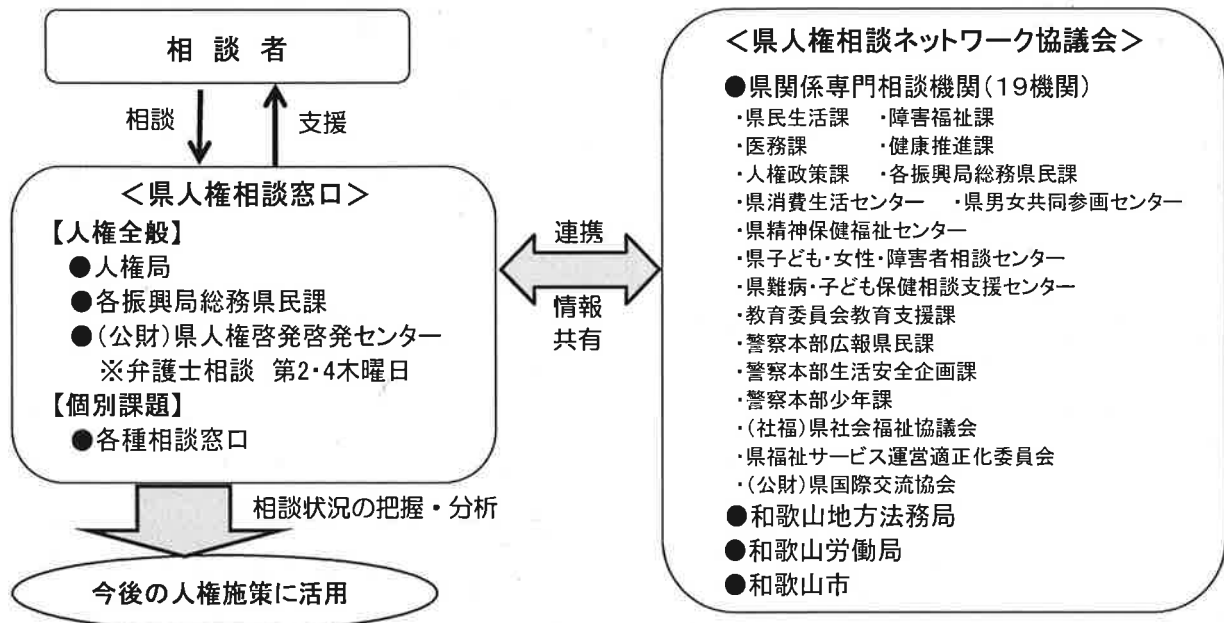
- 人権啓発市町村助成
市町村が実施する講演会の開催や啓発資材の作成等の人権啓発事業に対し助成
(補助率 1/2)

6 和歌山県人権啓発ネットワーク協議会の取組

- 和歌山地方法務局、県、市町村、県人権擁護委員連合会、県人権啓発センターで協議会を設置し、協働して啓発活動を実施(人権のつどい、人権の花運動など)

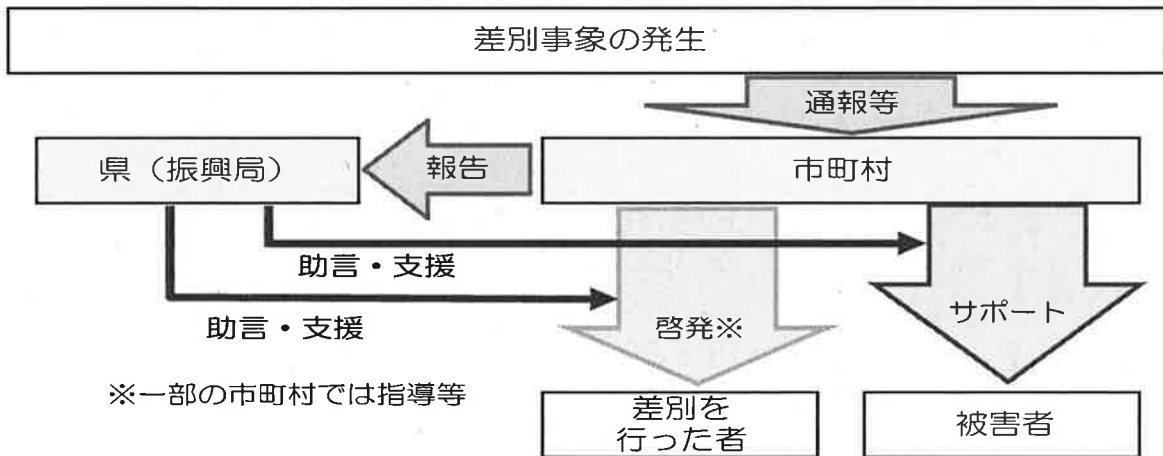
3 相談・支援・救済の推進

①相談・支援体制の充実・強化

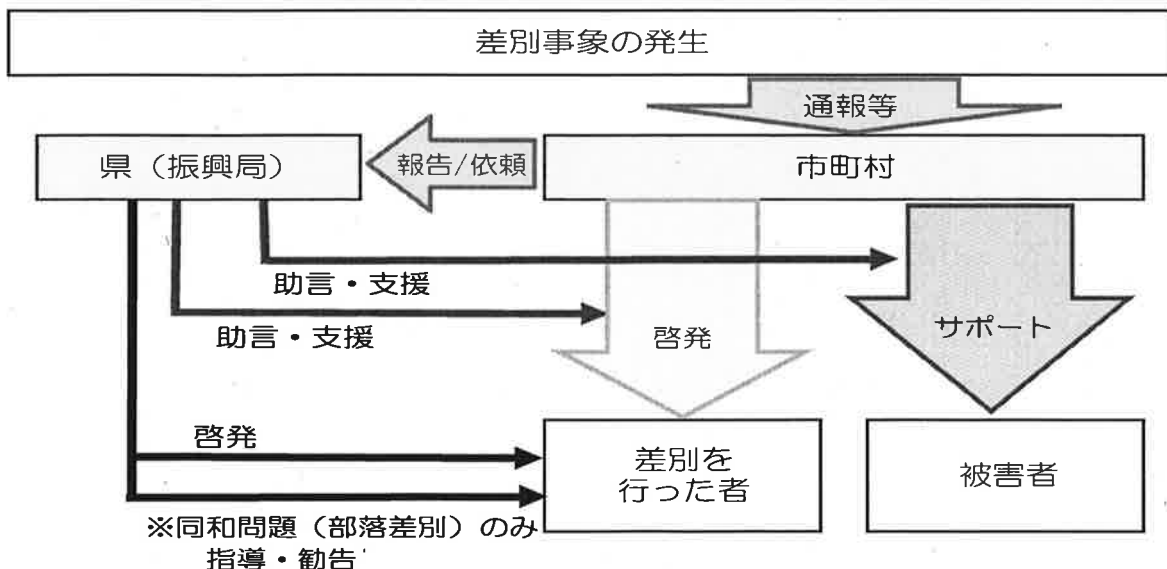


②救済体制の整備（差別事件への対応）

■市町村が主体的に取り組む場合



■広域で取り組む必要がある場合



パートナーシップ わかやま

軽いスマホが
重い命を
傷つける!



令和元年度和歌山県人権啓発ポスターコンテスト
中学生の部 最優秀賞
紀の川市立粉河中学校1年 古川 深乃さん

あの子がスリッパを並べた。
「みんなが過ごしやすい様にして
それを見た違う子が
「あーゆうのを偽善者って
言うんだよ。」って言った。
別に偽善者でも良いじゃないか。
見てる善人じゃなく
動く偽善者になってやる。

人権の詩2019
知事賞 中学生の部 「偽善者」
湯浅町立湯浅中学校2年 竹井 愛美さん

【協定締結企業紹介】	2P~3P
【企業・団体と県との協働】	4P
【協定締結企業・団体が取り組む活動について】	5P
【研修会】「企業における人権」	6P
【新たな協定締結企業・団体紹介】	7P~9P
【和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業・団体一覧】	10~11P
【和歌山県人権尊重の社会づくり協定】	12P

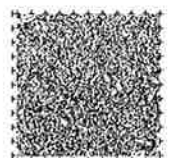
- ①人権尊重への活動と一緒に進めませんか!
- ②協定を結ぶとどうなりますか?



和歌山県人権尊重の社会づくり協定

令和2年3月
和歌山県

音声コード



音声コードは読み上げ装置にて、
情報を音声で聞くことができます。

和歌山県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、平成18年度から県内企業・団体の皆さんと「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、協働して人権尊重の社会づくりに取り組んでいます。

このリーフレットでは、企業の社会的責任として人権に取り組む協定締結企業・団体の皆さんを紹介するとともに、企業・団体と県との協働による人権啓発の取組なども掲載しています。

和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業のご紹介

株式会社リバソン(平成28年度締結)

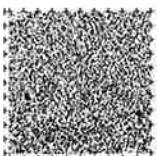
住所：〒640-8301 和歌山市岩橋55-8 TEL：073-475-8888

株式会社リバソンは、和歌山市西和佐地域・小倉地域・安原地域にてグループホーム事業を展開しております。「その人らしい普通の暮らしを愛する地域で」を理念として、「そうだ!人様の役に立てる仕事をやってみよう!」という熱い心を持った職員に支えられています。平成12年に介護保険制度が始まり、高齢者がどのように暮らしていくか、ご自身で将来を選択することができる時代となりました。その変革の時代と共にスタートさせていただき和歌山市の老舗グループホームとして頑張っています。

私たちは高齢者から豊かな経験や知識を教わりながら寄り添う介護を行っています。介護の仕事長く続けている職員は、介護技術にも優れ、高齢者にとっては頼りになる存在ですが、その反面、慣れからつい高齢者の人権を無視した言動を取ってしまうおそれがあります。私たちは高齢者を理解し、人権を尊重できるよう「誰のための介護」であって「何のための介護」であるかを、十分理解することが必要です。そのため、慣れからくる高齢者の人権を無視した行動を防ぐため、私たちは高齢者が人として持つ権利について学習するなど、定期的に研修会を実施し、人権意識の向上に努めています。

また、職員が安心して働けるよう、育児休業を取得しやすいバックアップ体制の整備や、職場復帰後も家庭と仕事を両立できるよう勤務時間を配慮するなど、本人の意思や希望にしっかり対応できるよう心掛けています。

今後とも、地域から愛される会社づくりと、人権が尊重される社会づくりに寄与したいと考えています。



社会福祉法人博愛会(平成19年度締結)

住所：〒644-0022 御坊市名田町野島1番地の9 TEL：0738-29-3181

社会福祉法人博愛会は、施設～在宅福祉を担う認知症をはじめとする高齢者総合福祉施設として、地域に信頼される施設づくりを目指しています。

法人の拠点がある御坊市名田町は、スターチスの生産量が日本一です。当法人は、数年前から、このスターチスを活用した認知症啓発活動を行っています。

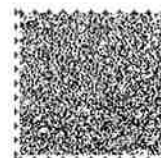
認知症は誰にでも起こりうる脳の病気で、記憶や思考などの認知機能が少しずつ障害を受け、生活に支障をきたすような症状を伴う病気であるため、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるような街づくりが重要な課題となっています。

スターチスの花言葉は「変わらぬ心・途絶えぬ記憶・永久不変」であり、これは認知症になったとしても、その人自身に変わりはないというメッセージに繋がることに着目し、地域の多くの方々に認知症のことを知って貰おうと、利用者による花カードづくりを通した認知症啓発活動に取り組んでいます。

また、御坊市は認知症条例を施行し、誰もが活躍できる街づくりを進める中、利用者が手作りした花カードに思いを乗せた配布は全国に3万枚を超えるまでに広がっています。

さらに、事業所近辺にある幼稚園や小・中学校などへの車いす体験・高齢者疑似体験・認知症サポーター養成講座などの出前講座を通して、子供の頃から高齢者福祉を知る取組みを進めています。

私たちの活動は、ほんの小さな力でしかありませんが、認知症や障害者・高齢者など社会的弱者の人権を大切にする地域になるよう、また地域の方々に「信頼と安心」を提供できる施設になるよう努力していきたいと考えます。



企業・団体と県との協働

同和運動推進月間(11月1日～11月30日)

人権を考える強調月間(11月11日～12月10日)

11月1日にJR和歌山駅前において、「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」締結企業・団体の西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社の社員さん及び和歌山信愛大学の学生さんと和歌山地方法務局、県、(公財)和歌山県人権啓発センターの職員が協働して街頭啓発を実施しました。また、11月12日にはオークワ橋本店において株式会社角濱総本舗、紀北川上農業協同組合、社会福祉法人光誠会の皆さんと、12月4日にはオークワロマンシティ御坊店において社会福祉法人太陽福祉会の皆さんと協働して街頭啓発を実施しました。

さらに、同じく協定締結企業の相互タクシー株式会社、ユタカ交通グループ、和歌山県個人タクシー協同組合、和歌山福祉救急移送株式会社の皆さんに御協力いただき、乗客の皆さんに対して啓発グッズを配付していただきました。また、株式会社オークワ、株式会社松源におかれましては、店内放送で両月間の周知をしていただきました。



JR和歌山駅での街頭啓発



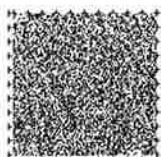
オークワ橋本店での街頭啓発



オークワロマンシティ御坊店での街頭啓発

11月23日に和歌山ビッグホールで開催した「ふれあい人権フェスタ2019」においては、協定締結企業・団体からも出展いただき、日頃の活動報告の展示発表を行い、来場者の皆さんと交流を深めていただきました。

また、協定締結団体の東京医療保健大学和歌山看護学部、和歌山信愛大学、和歌山信愛女子短期大学の学生の皆さんにも御参加いただき、来場者の案内やパンフレットの配布、来場者アンケートの回収等の業務に御協力いただきました。

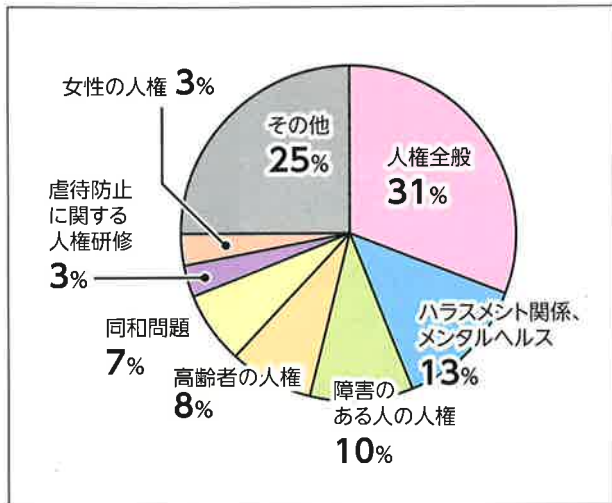


ご協力いただいた学生の皆さん

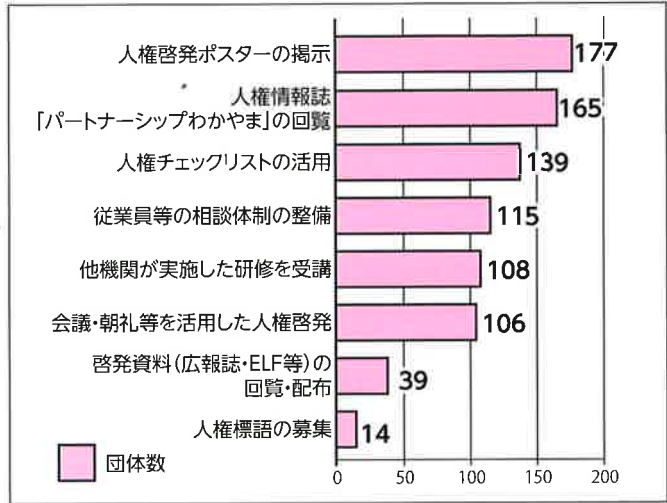
「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」締結企業・団体等が 取り組む人権に関する活動について

※H30年度に実施された取組の集計結果です。※締結企業・団体数：283企業・団体(H31.3)

○多くの締結企業・団体の皆さんが、職場内研修の実施や行政・関係機関が主催する各種集会・研修会への参加など、従業員等の人権意識高揚への活動に取り組んでいます！



●協定企業・団体が実施した研修のテーマ
160企業・団体が各種テーマで従業員等を対象とした人権研修を実施しています。(※重複回答あり)



●その他人権尊重のための積極的な活動
様々な機会を活用して人権啓発を実施しています。(※重複回答あり)

それぞれの職場において 人権研修会を開催



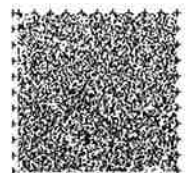
西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社の研修風景

西日本旅客鉄道株式会社では、令和2年1月30日、31日に「障害のある人の人権について」をテーマに秋月清秀講師による研修会が実施されました。県では企業・団体で人権研修を実施される場合、協定に基づき、県人権啓発センターに登録している講師を派遣しています。

例年、多くの協定企業・団体において「ハラスメント」や「障害のある人の人権」など様々な人権課題について研修を実施いただいております。令和元年度は、研修会に講師を36回派遣し、約1,700人の従業員の方々の人権意識の高揚に努めていただきました。(令和2年1月末現在)

○上記の他、人権に関する様々な活動に取り組んでいます！

- ・社内誌や広報誌による啓発
- ・多様な勤務形態や仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備推進
- ・人権週間の街頭啓発やふれあい人権フェスタへの参加
- ・「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」ロゴマークの名刺への使用
- ・従業員へ人権に関するイベントを案内
- ・メールマガジンによる従業員への啓発
- ・人権の気づきについて自己チェックリストを作成し、活用
- ・人権侵害に対する対応マニュアルを定め、職員へ周知



「企業における人権」研修会を開催しました

令和元年11月18日に海南市、令和2年1月14日に田辺市で和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業・団体をはじめ県内各企業・団体から88名の御参加をいただき、人権研修「企業における人権」講演会を開催しました。

講演：海南市会場・田辺市会場

演題：ハラスメントの現状と防止対策

～ハラスメント防止のための法律の改正を受けて～



講師：アトリエエム株式会社 代表取締役／産業カウンセラー 三木 啓子さん
～プロフィール～

民間企業、男女共同参画センター等で勤務後、アトリエエム株式会社を設立。パワハラ、セクハラ、マタハラ等のハラスメント防止研修、人権研修並びに人材育成事業等を行っている。

ハラスメントの現状、国の法制化の動き、企業が取り組むべき防止対策（ガイドライン、相談窓口、研修）、LGBT等のセクシュアルマイノリティに配慮した職場環境などについて御講演をいただきました。

「和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業」の取組発表



★海南市会場

公益社団法人和歌山県看護協会
常任理事 山本 喜久子さん

看護職員の働きやすい環境づくりを構築するため、ワーク・ライフ・バランスの推進体制づくりや相談窓口設置の取組などについて発表していただきました。



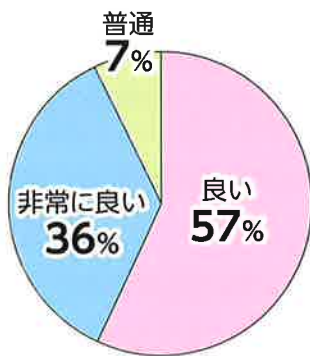
★田辺市会場

社会福祉法人ふたば福祉会
理事長 米川 徳昭さん

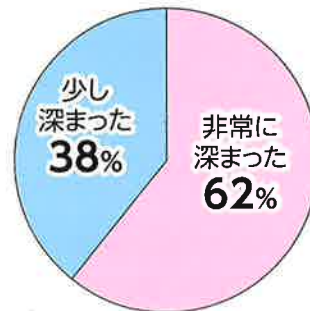
障害者施設における人権擁護の取組や、日頃の活動を通じて障害のある人から学んだ人権の重要性などについて発表していただきました。

参加者の皆さんのアンケート結果

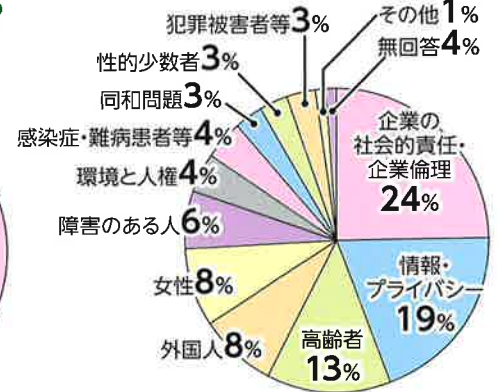
1. 研修会の内容は？



2. 今回の研修会により、人権等にかかる企業の社会的責任に対する意識が深まりましたか？



3. 今後希望するテーマは？



参加者の皆さんの感想

- 改めてハラスメントの対策は難しいと思いました。
- ハラスメント行為者に対する対応方法も聞いてみたいです。
- 裁判事例、検証結果などももう少し詳しく聞きたかったです。

新たに、和歌山県人権尊重の社会づくり協定を
ご締結いただいた締結企業・団体の皆さんです。

近畿システム株式会社

(和歌山市岩橋1576-7)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 社内報による人権啓発を実施する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



ホテルアバローム紀の国

(和歌山市湊通丁北2丁目1-2)

【人権尊重への活動】

- 人権啓発ポスター等を掲示する。
- 人権相談窓口を設置する。



和歌山信愛大学

(和歌山市住吉町1番地)

【人権尊重への活動】

- 人権啓発冊子等を回覧する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



一般社団法人メンタルウェルビーイングパートナーズ

(海南市下津町中27番地1コーポサンシャイン106号室)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- SNSやホームページを活用した人権啓発を実施する。
- 事業活動を通して人権啓発を実施する。



株式会社近畿K.N.M.

(紀美野町鎌滝636)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 人権相談担当者や人権相談窓口を設置する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



紀の川市商工会

(紀の川市粉河878-2)

【人権尊重への活動】

- 会報誌による人権啓発を実施する。
- 人権啓発冊子等を回覧する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



医療法人敬英会介護老人保健施設グリーンガーデン橋本

(橋本市隅田町山内1919)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。



医療法人南労会紀和病院

(橋本市岸上18番地の1)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。

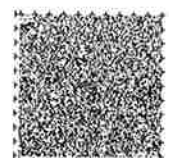


社会福祉法人愛光園

(かつらぎ町佐野1401-2)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 機関誌による人権啓発を実施する。



新たに、和歌山県人権尊重の社会づくり協定を

社会福祉法人苜憩会

(橋本市野5-1)

[人権尊重への活動]

- 職場内研修等を実施する。
- 人権擁護推進部会を設置する。



社会医療法人博寿会山本病院

(橋本市東家六丁目7番26号)

[人権尊重への活動]

- 職場内研修等を実施する。



有田川町商工会

(有田川町下津野276-3)

[人権尊重への活動]

- 他機関が実施する人権研修会等へ参加する。
- 朝礼・会議等を活用した人権啓発を実施する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



広川町商工会

(広川町広658-4)

[人権尊重への活動]

- 他機関が実施する人権研修会等へ参加する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



社会福祉法人黎明董会

(御坊市湯川町財部728-4)

[人権尊重への活動]

- 他機関が実施する人権研修会等へ参加するとともに伝達研修を行う。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。
- 人権擁護推進委員を配置する。



会津保育所

(田辺市秋津町206-4)

[人権尊重への活動]

- 他機関が実施する人権研修会等へ参加するとともに伝達研修を行う。
- 朝礼・会議等を活用した人権啓発を実施する。



一般財団法人龍神村開発公社

(田辺市龍神村龍神189番地)

[人権尊重への活動]

- 人権啓発ポスター等を掲示する。



学校法人日本聖公会田辺学園

(田辺市朝日ヶ丘12-26)

[人権尊重への活動]

- 職場内研修等を実施する。
- 人権相談窓口を設置する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



株式会社イクロス

(白浜町2927-80)

[人権尊重への活動]

- 職場内研修等を実施する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。

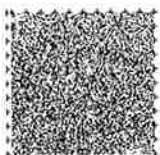


社会福祉法人堅田保育園

(白浜町堅田2487番地31)

[人権尊重への活動]

- 職場内研修等を実施する。



ご締結いただいた締結企業・団体の皆さんです。

社会福祉法人上富田町社会福祉協議会

(上富田町朝来755番地の1)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 会議等を活用した人権啓発を実施する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会

(すさみ町周参見4133)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。



社会福祉法人すさみ福祉会

(すさみ町周参見2362の1番地)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。



社会福祉法人田辺市社会福祉事業団

(田辺市たきない町22番1号)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 他機関が実施する人権研修会等へ参加する。



社会福祉法人南紀白浜福祉会

(白浜町富田1703)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 他機関が実施する人権研修会等へ参加する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



社会福祉法人南紀のぞみ会

(田辺市たきない町17-12)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。



丸長食品加工株式会社

(田辺市新庄町2391番地の7)

【人権尊重への活動】

- 他機関が実施する人権研修会等へ参加する。
- DVD鑑賞による人権啓発を実施する。



有限会社アクセス

(上富田町岡1406-1)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する。
- 人権擁護推進員を配置する。
- 人権啓発ポスター等を掲示する。

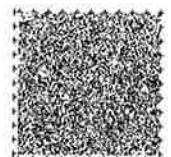


社会福祉法人串本町社会福祉協議会

(串本町サンゴ台783-7)

【人権尊重への活動】

- 職場内研修等を実施する



私たちは人権尊重の社会づくりに積極的に取り組んでいます!

◆◆和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業・団体一覧◆◆

和歌山市(122団体)

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社和歌山支店
- アクロナイン株式会社
- 浅川組運輸株式会社
- 一般社団法人和歌山県医師会
- 一般社団法人和歌山県食品衛生協会
- 医療法人曙会和歌浦中央病院
- 医療法人杏林会嶋病院
- 医療法人博文会児玉病院
- 医療法人藤民病院
- 医療法人療明会半羽胃腸病院
- ウィンナック株式会社
- ウォーターワン株式会社
- 大阪ガス株式会社和歌山事業所
- 花王株式会社和歌山工場
- 学校法人田原学園
- 株式会社浅川組
- 株式会社ウイング
- 株式会社ウチハタ
- 株式会社オークワ
- 株式会社貴志
- 株式会社キャリア・プレスユー
- 株式会社紀陽銀行
- 株式会社国際テック
- 株式会社サイバーリンクス
- 株式会社JR西日本コミュニケーションズ和歌山支店
- 株式会社ジェイアール西日本メンテック和歌山支店
- 株式会社信濃路
- 株式会社島精機製作所
- 株式会社勝信梅
- 株式会社商工組合中央金庫和歌山支店
- 株式会社すまいるケアサービス
- 株式会社テレビ和歌山
- 株式会社南北
- 株式会社日本旅行TIS和歌山支店
- 株式会社富士商會
- 株式会社朋久
- 株式会社松源
- 株式会社湊組
- 株式会社山本進重郎商店
- 株式会社リバソン
- 株式会社和歌山印刷所
- 株式会社和歌山ステーションビルディング
- 関西電力株式会社和歌山支店
- きのくに信用金庫
- 近畿システム株式会社
- 公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部
- 公益社団法人和歌山県宅建業取引業協会
- 公益社団法人和歌山県病院協会
- 鴻池運輸株式会社和歌山支店
- 国立大学法人和歌山大学
- 資源リサイクルセンター株式会社松田商店
- 清水印刷株式会社
- 社会福祉法人あおい会
- 社会福祉法人つわぶき会
- 社会福祉法人哲人会
- 社会福祉法人みどり会
- 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟
- 新中村化学工業株式会社
- 新日鐵住金株式会社和歌山製鉄所
- セイコーメディカル株式会社
- 積水ハウス株式会社和歌山支店
- 相互タクシー株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社和歌山支店
- 大鉄工業株式会社和歌山支店
- 大揚興業株式会社
- 太陽工業株式会社
- 太陽ソーラバック株式会社

- 大和ハウス工業株式会社和歌山支店
- ダイワロイヤル株式会社
- 高木彫刻株式会社
- 中和印刷紙器株式会社
- 東京医療保健大学和歌山看護学部
- 東京海上日動火災保険株式会社和歌山支店
- 特定非営利活動法人ターン交流プラザ
- 特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会和歌山支部
- 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター
- 特定非営利活動法人WACわかやま
- 南海電気鉄道株式会社和歌山支店
- 西岡総合印刷株式会社
- 西日本電気システム株式会社和歌山支店
- 西日本電信電話株式会社和歌山支店
- 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支店
- 日鉄住金関西マシニング株式会社
- 日鉄テックスエンジ株式会社
- 日本生命保険相互会社和歌山支店
- 白光印刷株式会社
- 阪和電子工業株式会社
- ホテルアバローム紀の国
- 本州化学工業株式会社和歌山工場
- 牧野運送株式会社
- 三木理研工業株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社和歌山支店
- 三菱電機株式会社冷熱システム製作所
- 三菱UFJ信託銀行株式会社和歌山支店
- 明治安田生命保険相互会社和歌山支店
- 有限会社ハヤシシザーズ
- ユタカ交通株式会社
- ライフアクセス株式会社
- 和歌山県印刷工業組合
- 和歌山県漁業協同組合連合会
- 和歌山県個人タクシー協同組合
- 和歌山県商工会連合会
- 和歌山県森林組合連合会
- 和歌山県中小企業家同友会
- 和歌山県中小企業団体中央会
- 和歌山県土地改良事業団体連合会
- 和歌山県農業共済組合
- 和歌山県農業協同組合中央会
- 和歌山県板金工業組合
- 和歌山国際セーフティー株式会社
- 和歌山商工会議所
- 和歌山信愛女子短期大学
- 和歌山信愛大学
- 和歌山精化工業株式会社
- 和歌山染工株式会社
- 和歌山ターミナルビル株式会社
- 和歌山電機株式会社
- わかやま農業協同組合
- 和歌山バス株式会社
- 和歌山福祉救急移送株式会社
- 和歌山マリナーシティ株式会社
- 和歌山YMCA国際福祉専門学校

海草管内(34団体)

- アイレス電子工業株式会社
- 一般社団法人メンタルウェルビーイングパートナーズ
- 医療法人同仁会
- 大崎産業株式会社
- オカシ紙業株式会社
- 小椋リビンググリーン株式会社
- 海南商工会議所
- 株式会社エース産業
- 株式会社近畿K.N.M.
- 株式会社小久保工業所
- 株式会社児玉兄弟商会
- 株式会社サンコー
- 株式会社タカショー
- 株式会社たまゆらの里
- 株式会社なかモーター自工
- 株式会社ファイブ
- 紀美野町商工会
- 公益社団法人和歌山県看護協会
- コスモ石油ブリカント株式会社下津工場
- 社会福祉法人一峰会
- 社会福祉法人人生石会
- 社会福祉法人清和福祉会
- 社会福祉法人たちばな福祉会
- 社会福祉法人中庸会
- 社会福祉法人平成福祉会特別養護老人ホームかぐのみ苑
- 社会福祉法人 和生福会
- 大十バス株式会社

- 特定非営利活動法人子育て・あそびサポートばお
- 中野BC株式会社
- ながみね農業協同組合
- 矢倉ヒューム管工業株式会社和歌山工場
- 有限会社こころ
- りら創造芸術高等学校
- 和歌山石油精製株式会社

那賀管内(27団体)

- 医療法人稲穂会
- 医療法人英正会長雄整形外科
- 医療法人殿田会
- 医療法人富田会
- 医療法人彌栄会
- 若上市商工会
- 株式会社堀口産業
- 株式会社丸善
- 株式会社丸和
- 紀ノ川漁業協同組合
- 紀の川市商工会
- 紀の里農業協同組合
- 近畿労働金庫那賀出張所
- 社会福祉法人皆楽園
- 社会福祉法人貴桃会
- 社会福祉法人きのかわ福祉会
- 社会福祉法人光栄会
- 社会福祉法人高陽会
- 社会福祉法人山水会
- 社会福祉法人涉久会
- 社会福祉法人聖アンナ福祉会
- 社会福祉法人丹生学園
- 社会福祉法人桃の木会
- 那賀町商工会
- バンドー化学株式会社和歌山工場
- 有限会社ムロヤ
- 有限会社山本成華堂

伊都管内(23団体)

- 医療法人敬英会介護老人保健施設グリーンガーデン橋本
- 医療法人南労会紀和病院
- FMはしもと株式会社
- 小川工業株式会社
- 学校法人大阪初芝学園初芝橋本中学校高等学校
- 学校法人きのくに子どもの村学園
- 株式会社角濱総本舗
- 株式会社北川鉄工所和歌山工場
- 紀州食品株式会社
- 紀北川上農業協同組合
- 公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社
- 高野口町商工会
- 高野山高等学校
- 高野山大学
- 社会医療法人博寿会山本病院
- 社会福祉法人愛光園
- 社会福祉法人紀之川寮
- 社会福祉法人光誠会
- 社会福祉法人箆懸会
- 社会福祉法人秋原会
- 築野食品工業株式会社
- 橋本商工会議所
- 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム

有田管内(20団体)

- 有田川町商工会
- 有田鉄道株式会社
- ありだ農業協同組合
- 医療法人たちばな会西岡病院
- 医療法人千徳会桜ヶ丘病院
- エバグリーン廣基株式会社
- 株式会社早和果樹園
- 株式会社廣岡
- 紀州有田商工会議所
- 北畑不動産株式会社
- 木本産業株式会社
- グリーン興商株式会社
- JXTGエネルギー株式会社和歌山製油所
- 社会福祉法人有田市社会福祉協議会
- 社会福祉法人一恵会
- 社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会
- 広川町商工会
- 松屋電工株式会社
- 三菱電線工業株式会社箕島製作所
- 和歌山アイコム株式会社

日高管内(24団体)

- アズビル金門エナジープロダクツ株式会社
- 株式会社石橋
- 株式会社駒井ハルテック和歌山工場
- 株式会社たにぐち和歌山工場
- 株式会社ワークメイト
- 紀州鉄道株式会社
- 紀州農業協同組合
- 紀州ファスナー工業株式会社
- 熊野御坊南海バス株式会社

- 恵和株式会社和歌山テクノセンター
- 御坊商工会議所
- 御坊ライオンズクラブ
- 社会医療法人黎明会
- 社会福祉法人敬愛会
- 社会福祉法人太陽福祉会
- 社会福祉法人同仁会
- 社会福祉法人博愛会
- 社会福祉法人黎明董会
- 大洋化学株式会社
- 中紀バス株式会社
- 日高御売市場株式会社
- ミナバ化工株式会社
- 有限会社メモリアルウエスト
- 和歌山太陽誘電株式会社

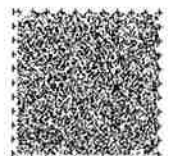
西牟婁管内(43団体)

- 会津保育所
- 一般財団法人龍神村開発公社
- 一般社団法人南紀州交流公社
- 大塔村商工会
- 学校法人日本聖公会田辺学園
- 株式会社イクロス
- 株式会社キイテック
- 株式会社白浜エンタープライズ
- 株式会社双美商会
- 株式会社マージネット
- 株式会社丸山組
- 株式会社ラカン
- 上富田町商工会
- かんぼの宿紀伊田辺
- 紀南農業協同組合
- クオリティソフト株式会社
- 社会福祉法人堅田保育園
- 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会
- 社会福祉法人白浜町社会福祉協議会
- 社会福祉法人神愛会
- 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会
- 社会福祉法人すさみ福祉会
- 社会福祉法人田辺市社会福祉協議会
- 社会福祉法人田辺市社会福祉事業団
- 社会福祉法人南紀白浜福祉会
- 社会福祉法人南紀のぞみ会
- 社会福祉法人ふたば福祉会
- 社会福祉法人やおき福祉会
- 白浜町商工会
- すさみ町商工会
- 田辺商工会議所
- 特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺
- 中田食品株式会社
- 中辺路町商工会
- 南紀みらい株式会社
- 日置川町商工会
- プラム食品株式会社
- 本宮町商工会
- 丸長食品加工株式会社
- 牟婁商工会
- 有限会社アクセス
- 龍神観光株式会社
- 龍神村商工会

東牟婁管内(17団体)

- 医療法人芳純会潮岬病院
- 串本町商工会
- 社会福祉法人紀友会
- 社会福祉法人串本町社会福祉協議会
- 社会福祉法人熊野緑会
- 社会福祉法人黒潮園
- 社会福祉法人新宮市社会福祉協議会
- 社会福祉法人高瀬会
- 社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会
- 社会福祉法人美能野福祉会
- 社会福祉法人わかば福祉会
- 新宮商工会議所
- 新宮信用金庫
- 特定非営利活動法人七彩会
- 南紀くろしお商工会
- 南紀プロパンガス株式会社
- みくまの農業協同組合

(令和2年1月末現在:310団体)



人権尊重への活動を一緒に進めませんか!

◆対象は?

県内に事業所(支店等を含みます。)がある企業、NPO及びその他の団体です。

◆事業内容は?

次のいずれかの活動を実施している、又はこれから実施しようとする企業・団体等の皆さんと県が和歌山県人権尊重の社会づくり協定を結び、一緒になって人権尊重への活動を進めていくものです。

①従業員等の人権意識高揚への活動

- (例)・従業員等を対象とする定期的な研修の実施
- ・他機関が実施する人権研修や講演会等への参加支援
 - ・広報誌、社内誌、電子掲示板等による人権啓発
 - ・会議や朝礼を活用した人権啓発の実施

②個別の人権課題に対する活動

- (例)・従業員等の個人情報や顧客情報の保護
- ・定年延長や再就職の支援など高齢者の就労機会の確保への顕著な活動
 - ・育児・介護休業を取得しやすく、復帰しやすい環境整備への顕著な活動
 - ・女性が能力を発揮しやすくするための活動

③その他人権尊重のための積極的な活動

- (例)・人権啓発ポスター等の掲示
- ・人権相談担当者や人権相談窓口の設置
 - ・人権啓発強調月間等の設定

協定を結ぶとどうなりますか?

①企業・団体で人権研修を実施する場合に講師派遣や人権啓発DVDをお貸しします。(無料)

研修テーマ(一例)

○人権全般 ○ハラスメント(パワハラ・セクハラ) ○障害のある人の人権 ○同和問題 など

派遣講師・人権啓発DVDについてはこちらのHPよりご覧いただけます。

(公財)和歌山県人権啓発センターHP : <http://w-jinken.jp/>

②企業・団体の活動内容を県のホームページや情報誌などで広く紹介します。

③人権に関する情報提供を行います。

「人権に関する行事やイベント等のお知らせ」や「人権チェックリスト」を電子メールなどでご提供します。

④人権に関する活動の推進方法などについてご相談に応じます。



和歌山県人権尊重の社会づくり協定

人権尊重の取組のシンボルとして
広報誌などにご利用ください。

問い合わせ先

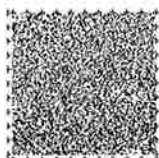
和歌山県企画部人権局人権施策推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL:073(441)2566 FAX:073(433)4540

e-mail e0215001@pref.wakayama.lg.jp

又は最寄りの振興局総務局県民課までお問い合わせください。



人権チェックリスト

令和2年
4月号



新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症が国内で広がりを見せている中、感染した方やそのご家族及び医療関係者等に対して、誤った情報や不確かな情報による差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害が発生しています。

チェック

- ①新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等は許されることではありません。
- ②このような差別や偏見等が広がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなりかねません。
- ③新型コロナウイルス感染症に関連して誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、正しい情報に基づいた冷静な判断のもと、一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動しましょう。

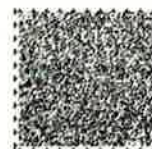
○新型コロナウイルス感染症に関するご相談は、最寄りの保健所または県健康推進課までお問い合わせください。

	TEL	FAX
県庁健康推進課	073-441-2170 (専用ダイヤル)	073-431-1800
和歌山市保健所	073-488-5112	073-431-9980
海南保健所	073-482-0600	073-482-3786
岩出保健所	0736-61-0020	0736-61-0013
橋本保健所	0736-42-3210	0736-42-5468
湯浅保健所	0737-64-1291	0737-64-1290
御坊保健所	0738-22-3481	0738-23-3004
田辺保健所	0739-26-7933	0739-26-7916
新宮保健所	0735-21-9630	0735-21-9639
新宮保健所串本支所	0735-72-0525	0735-72-2739

- ・県庁健康推進課は24時間対応（土・日・祝含む）
- ・その他各保健所は9:00～17:45（平日のみ）

内容についての問い合わせは

県人権施策推進課まで ☎073-441-2566



人権チェックリスト



令和2年

5月号

和歌山県人権施策基本方針の第三次改定を行いました

和歌山県では、女性や子供、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など様々な課題に対応するため、これまでの取組の成果や新たな法令・計画などの動きを踏まえ、令和2年3月に「和歌山県人権施策基本方針」の第三次改定を行いました。

今後も本基本方針に基づき、「人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会」の実現をめざして取り組んでまいりますので皆様のご協力をお願いします。

主な改定ポイント

【NEW】「働く人の人権」を新たな分野として設けました。（第3章 分野別施策の推進）

〈現状と課題として〉

職場におけるハラスメントや長時間労働、性別・障害・国籍等による不当な扱い等が問題となっています。また、平成31年4月より順次、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するための措置が講じられました。

〈これらの課題等に対応するため〉

- 県内企業・団体と協働して人権尊重への取組を推進
- ハラスメントの防止、長時間労働の是正及びワークライフバランスに配慮した安心して働くことのできる職場環境づくりを促進
- 性別・障害・国籍等を理由とした不当な扱いの防止
- 誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現に対する支援を促進



【拡充】「子供の人権」や「情報と人権」、「同和問題（部落差別）」をはじめ既存の分野別施策においても、新たな取組等を追記しました。

- 「子供の人権」において
 - ①児童虐待について、体罰によらない育児についての啓発や、市町村との適切な役割分担の模式的な対応に努めることを追記。
 - ②貧困対策として教育・生活・就労・経済支援に取り組むことを追記。
- 「情報と人権」や「同和問題（部落差別）」において
インターネット上の差別書き込みに対するモニタリング、相談体制の充実及び関係機関と連携した被害の拡大防止に取り組むことを追記。

◆◆◆和歌山県人権施策基本方針について詳しくは

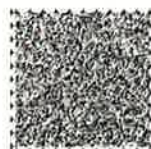
和歌山県人権局

検索

◆◆◆

新型コロナウイルス感染症患者や医療従事者等に対する偏見や差別、嫌がらせ、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害はあってはなりません。一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動しましょう。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566



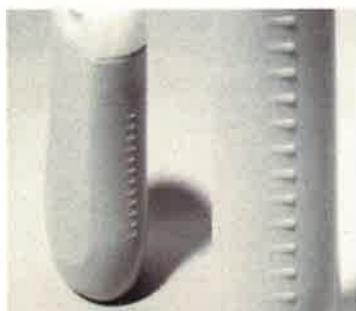
バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは

「ノーマライゼーション」とは、「障害のある人も、障害のない人と同じようにnormal（当たり前）な暮らしを送り、それがnormalであるといえる社会の実現をめざす」という考え方です。そのノーマライゼーションを実現させる手段の一つが「バリアフリー」です。例えば、玄関前にある段差にスロープをつけることで、障害のある人にとってのバリアをなくすというのがバリアフリーの考え方です。

ユニバーサルデザインとは

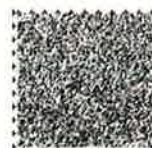
また、バリアフリーとともに、近年では「ユニバーサルデザイン」という言葉もよく使われます。ユニバーサルデザインは、障害のある人だけではなく、より多くの人々が容易に利用できるようなデザインをすることです。例えば、触っただけでリンスと区別できるような突起がついたシャンプーの容器や、手をかざすだけで水が出る自動水栓などです。その他にも、直感的に内容を伝えられる絵文字（ピクトグラム）などが挙げられます。このように、普段何気なく使っているものが、実はユニバーサルデザインのものだったりします。



チェック

ユニバーサルデザインさえあれば、バリアフリーが不要というわけではありません。ユニバーサルデザインは、「すべての人が使いやすいもの」であることが理想ですが、現実には使えない人、不便を感じる人もいます。できるだけ多くの人々が使いやすいものを提供し、それでもまだ使えない人がいれば、バリアフリーの考え方をもとに、改善したり、補う必要があります。バリアフリーとユニバーサルデザインについての理解を深め、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566



人権チェックリスト



令和2年
7月号

インターネットを正しく使うために

総務省「令和元年通信利用動向調査」によると、スマートフォンを持っている世帯の割合が80%を超えました。手軽にインターネットを利用できるようになった反面で、悪質な書き込みや、ネット上でのおいじめが社会問題化しており、最近では、テレビ番組に出演していた女性プロレスラーが、SNS上で心ない誹謗中傷を受けた後、亡くなったという報道がありました。

SNSに投稿する際の注意点

- ・ 差別表現を使わない
- ・ 誹謗中傷をしない
- ・ うそを書き込まない
- ・ 個人情報を書き込まない

SNSに投稿する際には、これらの点に注意が必要です。

また、誰かと一緒に撮った写真や動画をネット上に載せるときには、勝手に投稿せず、相手に載せてもいいか許可を取るようにしましょう。



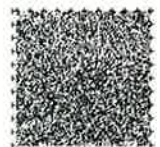
チェック

インターネットは顔が見えないコミュニケーションだからこそ、パソコンやスマートフォンの向こう側には、自分と同じ人間がいることを意識しなければなりません。

- 目の前に相手がいることを忘れずに、人と人とのやり取りであることを理解しながら利用することが大切です。
- ネットでは、話し方や表情が伝えられないため、勘違いが起こることもあります。現実世界でのコミュニケーション以上に相手への気遣い、思いやりが必要です。

自分の投稿が誰かを傷つけたり不快な思いをさせたりすることがないか、正しい知識とルールを身につけ、人権尊重の意識を持ってインターネットを利用しましょう。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566



人権チェックリスト



令和2年
8月号

しつけと称した体罰は虐待です

令和元年度に県内の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は1,691件と過去最多となりました。全国では、子供に対する重大な虐待事件の報道が相次いでいます。

保護者のしつけと称した暴言・暴力により、死に至る等の重篤な結果につながったものもあります。

しつけと体罰の違い

しつけとは、子供の人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を与えることは、どんなに軽いものであっても体罰にあたります。

本年4月から、しつけと称して行なわれる、保護者による子供への体罰禁止を明記した改正児童虐待防止法が施行されています。



体罰等が子供に与える影響

例えば、はじめは軽く叩く程度でも、暴力がエスカレートし、虐待に発展することも考えられます。このような虐待を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子供の成長・発達に悪影響を与えます。

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

▶▶▶ **全て体罰です。**

(厚生労働省ホームページ

(参考) <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf> 体罰等によらない子育てのために)

チェック

言うことを聞かない子供にイライラしたときは、一度クールダウンしてみましょう。子育てを頑張ることはとても大変なことです。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、家族や相談窓口に話をしてみましょう。

各市町村児童福祉担当窓口 (各市町村役場でお問い合わせください)

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (いち・はや・く)

児童相談所相談専用ダイヤル ☎0570-783-189 (なやみ・いち・はや・く)

県子ども・女性・障害者相談センター (中央児童相談所)

☎073-445-5312

県紀南児童相談所

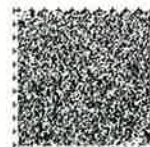
☎0739-22-1588

県紀南児童相談所新宮分室

☎0735-21-9634

内容についての問い合わせは

県人権施策推進課まで ☎073-441-2566



「STOP！コロナ差別」

仁坂知事が新型コロナウイルスによる差別防止を訴える！

公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都）では、新型コロナウイルス罹患者や医療従事者等への差別に対する啓発キャンペーン「STOP！コロナ差別—差別をなくし正しい理解を—」を実施しています。

このキャンペーンは、公益財団法人人権教育啓発推進センターのホームページ内に特設サイトを設け、各界で活躍されている方々からのコロナによる差別を許さないという動画メッセージを発信することにより、差別をなくす大きな動きを進めていくことを目的としたものです。

この度、同キャンペーンにおいて仁坂知事が、コロナによる差別やいじめがない社会をみんなで作りましょうと訴えましたので是非ご視聴ください！



公益財団法人人権教育啓発推進センター <http://www.jinken.or.jp/archives/21491>

なお、同メッセージについては、以下のホームページからもご覧いただけます。

- ・ 県ホームページ(人権局) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken.html>
- ・ 公益財団法人和歌山県人権啓発センター <http://w-jinken.jp/>

【公益財団法人人権教育啓発推進センター】（理事長 坂元茂樹 同志社大学教授）

昭和62年に総務庁により財団法人地域改善啓発センターとの名称で発足。平成9年に財団法人人権教育啓発推進センターに改組、平成24年に公益財団法人に移行し現在に至る。主に法務省等からの委託事業を実施。

心まで、離れないで。

新型コロナウイルス感染症による

いわれのない差別やいじめ、誹謗中傷が多発しています。

社会的距離は保つても、

心は寄り添って、

みんなでこの危機を乗り越えましょう。

相談窓口

新型コロナウイルス
感染症専用相談窓口
(健康推進課)

TEL 073-441-2170

人権ホットライン [人権全般]
(人権啓発センター)

TEL 073-421-7830

STOP!
コロナ差別

#正しい理解を
#差別はやめよう



知事メッセージ動画が
ご覧いただけます。

和歌山県・EVE(公財)和歌山県人権啓発センター

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2020

72

spring

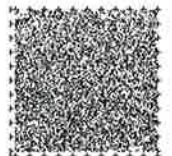
対談
たいだん

じ どうぎやくたい こども じん けん かんが 児童虐待と子供の人権を考える

Kids First たいひょう カウンセリング代表 なかもと ひさみ 中本 久美 さん
わ か やま だ い が く きょう じ ゅ 和歌山大学教授 よ ね さ わ よ し ひ み 米澤 好史 さん

こん ねん ど
今年度は
こんな事業
じぎょう
やります。

こう えき ざい だん ほう じん
公益財団法人
わ か やま けん じん けん けい ぼつ
和歌山県人権啓発センター
こん ねん ど おも し ぎょう
今年度の主な事業



対 談

児童虐待と

子供の人権を考える



Kids First カウンセリング

代表

中本 久美 さん



米澤 好史 さん

和歌山大学

教授

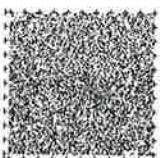


2019年6月、改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が参院本会議で全会一致により可決、成立しました。改正法は、一部を除き2020年4月から施行されます。今回の改正の主なポイントは、大きく分けて下の3つです。

- ・ 児童の権利擁護（親の体罰禁止等）
- ・ 児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化
（介入と保護者支援する職員の分担、医師及び保健師の配置等）
- ・ 関係する規程の整備（懲戒権のあり方、一時保護その他の措置に係る手続きのあり方等）

今回は、その中で親の体罰禁止を中心に、児童虐待と子供の人権に焦点を当て、Kids First カウンセリング代表の中本久美さんと、和歌山大学教授の米澤好史さんにお話を伺いました。

※このインタビューは、2020年4月1日以前に行われました。



体罰に頼らない育て方

Q1. 今回の法改正で、「体罰禁止」が明記されましたが、虐待をした大人が、体罰を「しつけだった」と主張するケースもあります。これについてはどうお考えですか？



中本：実は先日、ある幼稚園で保護者のみなさんにお話をする機会があったんですが、その時にいくつか選択肢を挙げて、「どこからが虐待に当たると思うか」と尋ねてみたんです。これにはみなさん頭を悩ませていましたね。頬や頭を叩くのはだめだけど、お尻ならいいのか。友だちを傷つけたら罰として正座させるのはしつけなのか。保護者にとって、この辺りがとても曖昧なようです。

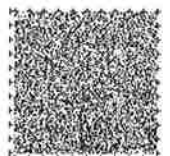
米澤：要は、「子供が嫌だと感じる事」はすべて虐待といえるでしょうね。しつけは必要ですが、体罰に頼らなくてもできます。それから、日本では文化的背景もあり、禁止する教育が先行しているといえます。「〇〇してはいけません」ではなく、「〇〇してね」という伝え方をした方が、子供たちにダイレクトに伝わります。だから私は、今回の体罰「禁止」という言葉はあまり好きではないんです。体罰をしてはいけないことはみんなわかっているんです。大切なのは「ではどうすればいいのか」という具体的な部分です。それがないと、子供たちに接する現場の方や保護者が、どんな接し方がいいのかわかりません。

中本：確かにそうですね。「これは体罰か、そうでないのか」と行為自体を判断するのではなく、この法律を踏まえたうえで、具体的な解決を探らなくてははいけませんね。

Q2. では、「体罰に頼らないしつけ」をするにはどうすれば良いのでしょうか？

中本：まずは前提として、子供にとって安全で、安心できる場所を作ることが大切です。失敗しても大丈夫、自分は受け入れてもらえるという安心感があれば、失敗しても立ち直れる強さや、自分で考えて行動できる力が身につきます。

米澤：そうですね。そのためには大人が子供に、「あなたは大切だ」ということを伝えることが必要です。きちんと言葉で伝えることによって、子供自身が自分の居場所や存在価値を確認でき、安心・安全を感じることができるようになります。愛着、つまり「自分は愛されている、大切にされている」という感覚を形成することが、しつけに入る前に必要なことです。そして先程の話に出た「していいこと、してほしいこと」を伝え





ることができれば、体罰を使わなくても子供にルールやマナーを教えられるのではないのでしょうか。

中本：その通りですね。私はスクールカウンセラーとして学校に入りますが、子供たちは「廊下を走らないで」と言われても、なかなか走るのをやめません。でも、「歩きましょう」と言われると、どの子もきちんと歩くようになります

です。禁止ではなく、「していいこと」を伝えることが大切ですね。

米澤：それから、子供に何かしてほしいければ、まず大人自身がモデルにならないといけませんよね。「しなさい」というよりも、している姿を見せる方が、よほど子供たちの心に届きます。

なぜ虐待は減らないのか

Q3. 児童虐待による悲しい事件が多い昨今ですが、虐待が減らない要因は何でしょうか？

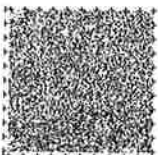
米澤：要因は数多くありますが、1つ挙げるとすると、虐待に悩む保護者などを見ていて感じるのは、「自己評価が低い」ということです。それは子育てにも大いに影響します。

中本：確かに自己評価が低い保護者が多いですね。彼らは、子供に自分を投影しがちです。自分の子供が何かをうまくできないと、自分ができていないように感じてしまうんです。そこで起こる体罰は、実は子供のためを思っているのではなく、「自分の子供ができないなんて許せない」という自分自身の気持ちの表れなんです。

米澤：そうですね。よく、子供の将来を思って厳しくしているという声を聞きますが、将来なんていう不確定なものを子供に想像しろということ自体が困難なんです。

中本：子供は日々成長していますもんね。私はよく保護者の方に、「電車の乗る前に、5つ先の駅で降りた時の景色を想像して感動しろと言われても難しいでしょう？」という例え話をするんです。

米澤：とてもわかりやすい例えですね。本当にそうです。「子供のため」という言葉が、実



は子供を置き去りにしていることは多々ありますよね。
 中本：保護者として、子供が失敗しないようにという思いは
 きっとあると思います。でも、それが本当に子供のためか
 どうか、考えてみる必要がありますよね。



米澤：100点満点のゴールを設定して、それをめざすのは
 お勧めしません。そうすることで、どうしてもできない部
 分を減点してしまうからです。できなかったことではな
 く、できたことに注目して認めることで、子供の自己肯定
 感につながりますし、次への意欲にもなります。

地域社会で子供を育てる

Q4. 誰にも頼ることのできない「孤育て」という言葉もあります。社会で子供を育てるた
 めに、みんなでできることはないでしょうか？

中本：私は特に、シニア世代の方に地域ぐるみの子育てに参加していただきたいですね。例
 えば、人権教育を組み込んだベビーシッターの研修などをして、人材育成を図ることで、経験
 を生かしつつ忙しい子育て世代をサポートすることができますし、高齢者自身のやる気にもつな
 がります。心理学では「自己有用感」といいますが、自分が必要とされているという感覚は、

じんけん
人権ホットライン

人権でんわ相談
じんけん そうだん

さまざまな問題や悩みを抱える
 相談者に助言を行い、
 自身が主体的に問題を解決する
 ための支援を行います。

相談 秘密 無料 厳守

いっばんそうだん
一般相談

①開設日時／毎週月曜日～金曜日
 午前9時～午後4時(祝日・12/29～1/3は休み)

②相談方法／電話相談

TEL 073-421-7830

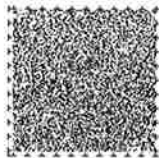
べんごし むりょうほうりつそうだん
弁護士による無料法律相談

①開設日時／毎月第2・第4木曜日
 午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)

②相談方法／面接相談(お電話でご予約ください)

TEL 073-435-5420

日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、
 お気軽にご相談ください。





誰にとっても大切なものです。

米澤：今、中本先生が仰った自己有用感は、現場の職員の方にもいえますよね。給与面や待遇面のことでなく、自分の仕事が子供たちのためになっているという感覚は、職員のモチベーションに直結します。そしてそれが、さらに良い保育や教育につながり、良い循環が生まれます。中本先生が提案されたシニア世代だけでなく、人材育成はこれからさらに必要になってきますよね。

中本：乳幼児期に十分な愛情を受け育つことで、子供たちの人権感覚の育みにもつながりますよね。その時期の子供たちに関わる現場の皆さんや保護者の方の力は本当に大きいものです。

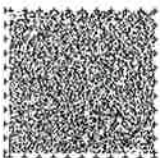
専門家の活躍

Q5. 心理カウンセラーとしてもご活躍中のお二人ですが、カウンセラーという存在が、保育や教育の現場でできることは何だと思えますか？

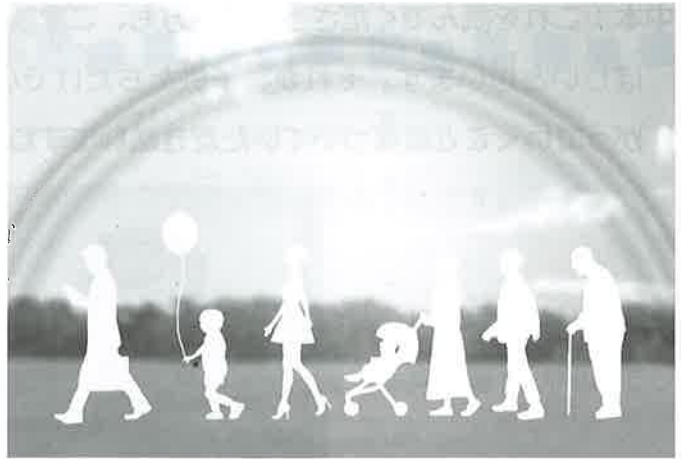
米澤：心理士にはさまざまな種類があるのですが、その中に「教育カウンセラー」というものがあります。中本先生や私もその一人です。一般的に、カウンセラーや心理士という仕事には、傷ついた心を癒やすというイメージがついているのではないのでしょうか。もちろんそれも正解ですが、教育カウンセラーは人を育てるということに重点が置かれています。つまり、心理的カウンセリングを行える教育者ということです。そういった立場の専門家が現場の先生方と連携することで、よりきめ細やかに子供たちを見守ることができるのではないのでしょうか。

中本：確かに、教育的視点を持ったカウンセラーが、子供と保護者、そして先生をつなぎ、一緒に取り組んでいく環境を作るガイドのような存在になれば、教育現場で大人たちが連携して子供を育てることができるのではないかと思います。

米澤：子育ては確かに大変ですね。ですが実は、親というのはとてもラッキーなポジションなんです。子育てというきっかけを通じ、さまざまな情報を得ることができ、すし、新たな発見もすることができます。子育てに悩んでいる保



護者の方は、どなたも力を持っています。
 彼らの力を引き出し、クオリティを上げて
 いくために、教育カウンセラーがサポート
 することができればと感じています。



中本：現場でのことについて触れるとすれ
 ば、何か問題が起こってから対処すること
 はもちろん、起こらないように予防するこ
 とが最も重要なポイントです。子供たちが

傷つく機会をできるだけ少なくし、嫌な記憶を植え付けることを避けなければいけません。

米澤：人間の脳は、記憶の格納庫です。嫌な記憶は忘れたように見えても消えてしまったわけ
 はないので、ふとした瞬間に呼び起こされることもあります。それらと上手に付き合っていく
 ことも必要ですが、中本先生が仰ったように、嫌な記憶を蓄積させないよう、子供たちと適切
 に関わる責任が、職業や立場に関わらず、私たち大人にはありますよね。

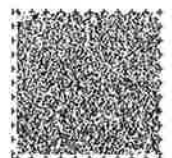
子供の人権を守るために

Q6. 「子供たちの人権を守る」ということを考える時、大切にしていることは何ですか？

米澤：私は普段、教育学部の学生を教えているのですが、教師をめざす学生たちにいつも「教師
 として一番大切なものは何か」と尋ねるんです。教え方とか、知識とか、さまざまな答えが
 返ってきますが、私は必ず「感受性」だと伝えています。教育のスキルはもちろん必要です
 が、何より大切にしてほしいのは「感性を磨く」ことです。感性は誰にでも備わっているもの
 ですが、磨き続けないと鈍ってしまいます。感受性とは他者へのいたわりや思いやりと深く関
 係しています。つまり人権を守るためには不可欠なものなんです。

中本：私も本当にそう思います。「人権を大切にする」ということは、人間が生きていく中での
 根幹に関わっていることでもんね。こんな風に言うと、何か難しいことのように感じるかも
 しれませんが、とてもシンプルなことなんですよね。相手を大切にしていることを伝える一番
 簡単な方法は、「ありがとう」を伝えることです。人は、感謝を伝えられることで存在意義を
 感じます。

米澤：当たり前のように、できていないことかもしれませんが、本当に大切な言葉ですよね。相
 手のことを認めているというサインにもなりますから、ぜひ使ってほしい言葉で
 すよね。



中本：これを読んでくださっている方も、ご家族や周りの方に「ありがとう」をどんどん伝えてほしいと思います。それが、子供たちだけでなく、すべての人の人権を尊重することにつながっていくことに気づいていただきたいですね。



機関誌「E.L.F.」へのご意見、お待ちしております。

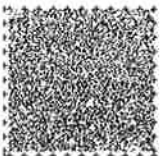
「E.L.F.」は、公益財団法人和歌山県人権啓発センターが年4回発行している機関誌です。人権に関するさまざまな団体や情報の紹介、当センター主催のイベント情報などをお知らせしています。

「こんなテーマを取り上げてほしい！」

「こんな団体知ってるよ！」

読んでみたいテーマやPRしたい団体の取組などございましたら、(公財)和歌山県人権啓発センターまでご意見をお寄せください。

これからも、みなさんに楽しんでもらえる機関誌をお届けできるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願い致します。



今年度はこんな事業やります。

人権を考える公開講座

「ハンディキャップヨガ体験」と「ボッチャ体験」を7月に、「HSC（敏感すぎる子）の理解」についてのセミナーを12月に開催する予定です。

人権感覚を育てよう

幼児向け人権啓発プログラム「みんな、たいせつ」を用いた講師養成セミナーを2回（第1回は6月、第2回は1月または2月）、幼稚園や保育所等を訪問してプログラムを実施する出張講座を県内5～10箇所で開催しています。

人権啓発ポスターコンテスト

人権意識を高め、豊かな人権感覚を身につけるためのポスターを募集します。

人権の詩2020

普段の何気ない生活の中で、ともすれば見過ごしがちな出来事を「人権」という視点からつづった詩を募集します。

ふれあい人権フェスタ2020

和歌山ビッグホエールで11月開催予定です。

人権を考える強調月間・同和運動推進月間

同和運動推進月間特別講演会を11月に開催予定です。

インターネット上での人権侵害対策事業

「インターネットと人権」についてのシンポジウムを紀南地域で1回開催し、県内で複数回、ミニ講座を開催する予定です。

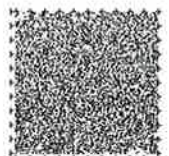
啓発資料の作成

「働く人の人権」についての啓発冊子を秋頃発行予定です。

講師バンク

人権研修実施にあたり、当センター講師バンクの登録講師を紹介いたします。お気軽にご相談ください。

- その他、人権ギャラリー（研修室）の貸出や、人権ライブラリーでの書籍・ビデオの貸出も行っています。



新着情報① しんちゃくじょうほう①

人権ライブラリー(書籍)のご紹介

こども六法 (弘文堂)

山崎聡一郎(著)、伊藤ハムスター(絵)

本書は、小学生でも読めるように漢字にはすべてルビをふり、法律の難しい用語もできるだけわかりやすくして、イラスト付きで解説しています。大人でも知らないことがたくさんある法律の世界、ぜひ子供と一緒に読んで、社会のルールについて話し合ってみてください。



いのちは輝く わが子の障害を受け入れるとき (中央公論新書)

松永正訓(著)

本書は、医師である著者が、幼い命をめぐる親がわが子の障害や病を受け入れることの難しさについて語っています。また、あまりの重い障害を目の前に、治療をやめることについて考える医師の苦悩、出生前診断の進歩など、命を取り巻く正解のないテーマに取り組んだ1冊です。



HSCの子育てハッピーアドバイス (1万年堂出版)

明橋大二(著)、太田知子(イラスト)

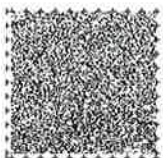
HSCとは、「人一倍敏感な子」のことです。わが子の育てにくさ、関わり方の難しさに悩む保護者の方は多いでしょう。本書には、医師である著者がHSCという大切な存在をこの世に送り出す、とても価値のある仕事をしている保護者の方へ向けてのアドバイスが満載です。



スマホ時代の子どものための情報活用能力を育む情報モラルの授業

(日本標準) 今度珠美・稲垣俊介(著)、原 克彦・前田康裕(監修)

ネット社会に生きる子供たちへの情報モラル教育教材です。実態に応じて選べる豊富なカリキュラム、ダウンロードして使用できるスライド資料など、実用的な授業用テキストです。今後ますます必要になる情報モラル教育を学校で実施するための先生方にオススメの1冊です。



新着情報② しんちゃくじょうほう 2

人権ライブラリー(人権啓発DVD)のご紹介

見えないところで起きるトラブル ネットの危険性を考えよう(17分)

小・中・高校生が直面する主なネットのトラブルの実態を紹介し、トラブルを避けるために注意するポイントを解説。さらに、万一トラブルになってしまった場合の対処法についても紹介。ネットを安全に使うためにはどのようなことを心がけたらよいのか、大人と子供が共に考え学んでいくきっかけとなるインターネット教育の作品です。



※他に「SNSに潜む危険」(22分)、「SNSの危険から子どもを守る」(21分)の作品もあります。

なぜ企業に人権啓発が必要なのか(22分)



企業にとっての人権啓発とは何なのでしょう?この教材は、人権啓発を考えるためのヒントを、企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成し、あらためて考えていただくための素材としてご利用いただける作品です。

Voice!!!人権の教室(38分)

この教材の舞台は、休日の学校で開かれる「人権教室」。招待状で招かれた3人の中学生・高校生が「声」を手がかりに、「障害のある人の人権」「北朝鮮による拉致問題」「子供の人権」の3つのテーマについて学んでいく作品です。



ハラスメントを生まないコミュニケーション

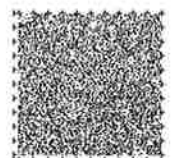
グレイゾーン事例から考える(25分)



一見、コミュニケーションが良好に見える職場にも、ハラスメントの落とし穴はひそんでいます。もしかしたら、普段の何気ない言動が、知らぬ間にハラスメントになっているかもしれません。ハラスメントを生まないために、どのような意識をすればよいのでしょうか。様々な事例をもとに、それぞれの立場の考え方や、気づきのポイントを示し、職場でのコミュニケーションのあり方を考えていく作品です。

- 書籍、人権啓発DVD、VHSビデオの貸し出しをおこなっています。

詳しくはHPをご覧ください。<<http://w-jinken.jp/>>



2020(令和2)年度 賛助会員・寄附を募集しています!

公益財団法人和歌山県人権啓発センターでは、人権に関するあらゆる情報を収集し、それをセンターだよりやホームページなどを通じてみなさまに提供しています。また、セミナーやワークショップを開催し、人権意識を高めるための活動を展開しています。

センターの活動をご理解いただき、賛助会員・寄附としてご支援をお願いします。
ご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

賛助会員 会費 ● 個人/一口 2,000 円、団体/一口 10,000 円 (何口でもご入会いただけます)

特典 ● センターだよりの送付 (季刊発行のセンターだより、「E.L.F. (エルフ)」)

各種事業開催のご案内 (セミナーやワークショップ、イベント等)

啓発資料の送付 (センター作成の啓発資料等)

人権ライブラリー (閲覧室) 優待利用 (貸出枠の増加等)

人権ギャラリー (研修室) 優待利用 (電話予約、申込受付開始の優遇)

講演会・研修会等のコーディネーターや講師派遣

寄附 金額 ● いくらからでもご支援いただけます。

特典 ● 賛助会員と同様の特典がご利用いただけます。

● **顕彰** 一定金額以上の賛助会費・寄附をいただいた方のご芳名を、センターのホームページに掲載し、顕彰させていただきます。(掲載を希望されない方については、掲載しません。)

● **税の優遇措置** センターへの賛助会費や寄附は、税の優遇措置の対象となります。詳しくは、税務署等にお問い合わせください。



公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

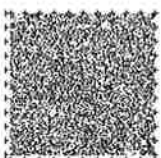
Equality / 平等 Liberty / 自由 Fraternity / 友愛

お問い合わせ
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL <http://w-jinken.jp/> E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間
9:00 ~ 17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:00 ~ 17:00

休館日
日曜・祝日、年末年始 (12/29~1/3)

交通案内
JR和歌山駅から徒歩:約20分、バス:約5分「手平出島」下車
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス:約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円/50分 (30分以内無料)



協賛企業 (敬称略): 株式会社 井内屋種苗園
ゆうげんがいしゃ 有限会社 ハヤシ・シザース